(文教科学委員会)

文化芸術振興基本法案 (衆第一二号) (衆議院提出)要旨

本法律案は前文及び本則三十五箇条から成るものであり、 その主な内容は次のとおりである。

一、目的

こ の 法 律は、 文化芸術が人間に多くの 恵沢をもたらすものであることにかんがみ、 文化芸術の 振 興に 関

Ų 基 本 · 理 で念を 定 め、 並 び に国及び 地 方公共団 体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の 振 興 に 関 す

る 施 策 の 基 本 とな る 事 項 を 定 めることにより、 文化芸術に関する活動 (以下「文化芸術活動」 という。)

を行う者 (文化芸術 活動 を行う団体を含む。 以下同じ。) の自主的 な活 動 の促 進を旨として、 文化芸術 の

振 興 に 関する施 策の総合的な推進を図り、 もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与するこ

とを目的とすること。

一、基本理念

1 文化芸術の 振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならないこ

ځ

- 2 文化芸術 の 振 興に当たっては、 文 化 芸術 活動 を 行う者 の 創 造 性 が 十分に 尊 重 されるととも Ę そ の 地
- 位 の 向 上 が 义 5 'n そ の 能 力 が十 · 分 に 発 揮 され るよう考 慮 さ れ な け れ ば な 5 な L١ こと。
- 文化 芸 紨 の 振 興 に 当たっ て は、 文 化 芸 術 を創 造 ŕ 享受することが 人々 の 生 ま れ な が らの 権 利 で ぁ る

3

- ことに か h が み 玉 民 が そ の 居 住 す る 地 域 に か か わ らず等しく、 文化芸術 を 鑑 賞 ŕ こ れ に 参 加 又
- は こ れ を 創 造 す ることが できるような 環 境 の 整 備 が 义 5 れ な け れ ば な らな L١ . こ と。

4

文

化

芸

紨

の

振

興

に

当たっ

て

は

我

が

玉

に

お

11

て、

文

化

芸

紨

活

動

が

活

発

に

行

わ

れ

る

ような

環

境

を

醸

成

す

- ることを旨とし て 文 化 芸術 の 発 展 が 义 5 れ ひ ١J て は 世 界 の 文 化 芸 紨 の 発 展 に 資 す る も の で あ る よう
- 慮 さ れ な け れ ば なら な l١ こと。
- 5 文 化 芸 術 の 振 興 に 当 たっ て は、 多樣 な 文化芸 術 の保 護 及 び 発 展 が 义 5 れ な け れ ば な 5 な いこと。
- 6 文化芸術 の 振 興 に当たっ て は 地 域 の 人々 によ ij 主 体 的 に 文 化 芸術 活 動 が 行 わ れ る よう配 慮するとと
- も に 各地 域 の )歴史、 風 土等を反 映 U た 特 色ある文化芸 術 の 発 展 が 义 られ な け れ ば な 5 ないこと。
- 7 文 化 !芸術 の 振 興 に当たっては、 られなければならないこと。 我が 玉 の文化芸術が広く世 界へ 発信されるよう、 文化芸術に 係る国 際

的

な交流及び貢献

の

推

!進が図

8 文化芸術の 振 興に当たっては、 文化芸術活動 を行う者その 他 広く国 民 の 意 見が反映されるよう十分配

慮されなければならないこと。

三、国及び地方公共団体の責務

の 基 本 理 念 に のっ とり、 玉 ば 文化芸術 の 振 興 î 関 す 、る施 策を総合的 に 定策定. ŕ 及び実 施 する責 務

を

有 地 方 公 共 4 体 は、 文化芸 紨 の 振 興 に 関 ŕ 玉 ح の 連 携 を 図り うつ、 自 主 的 かつ 主 体 的 ど そ の 地 域

の 特 性 に 応 じ た 施 策 を 策 定 ŕ 及 び 実 (施する 責 務 を 有すること。

四、法制上の措置等

政 府 は 文 化 芸術 の 振 興 に 関 す る 施策を実施す るため必要な法制上又は財 政上の 措 置 そ の 他 の 措 置 を 講

じなければならないこと。

五、基本方針

政 府 は、 文化芸術の振 興 î 関する施策 の総合的な推進を図るため、 文化芸術の振興 に関する基本的な方

針を定めなければならないこと。

六、文化芸術の振興に関する基本的施策

玉 の基本的施策として、文化芸術の各分野の振興、 地域における文化芸術の振興、国際交流等 の推進、

1

芸術家等の養成及び 確保、 国語につい ての理解、 著作権等の保護及び利用、 国民の鑑賞等の機 会 の充実

劇 場 美 (術館 等の充実、 民間の 5支援活 動 の活性化、 政策形成への )民意 の反映等について定めること。

2 地 方公共 寸 体 の 基 本 的施策として、 玉 の 基 本的 施策を勘 案し、 そ の 地 域 の 特性に応じた文化芸術の

振

興のために必要な施策の推進を図るよう努めることを定めること。

七、施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。